



特許庁関係手続きについて押印の見直しが行われたそうですが、商標ではどのような手続きに押印が不要となったか教えてください。

(東京都 F. T)



1. 見直しの経緯

特許庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、今後急速に発展するデジタル社会への対応、行政手続きのさらなる利便性向上を目的として、これまで押印を求めていた手続きについての見直しを行いました。そして、令和2年12月28日に「押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、同日以降に特許庁に提出する書面において一部の手続きを除き、押印が不要となりました。

2. 押印見直しの概要

特許庁の手続き全体797種を大きく三つに分けて押印の取り扱いが規定されています。

① 当面は押印を継続する手続き（偽造の被害が大きいもの）：33種

●出願中の権利（令和2年12月施行）
例：出願人名義変更、出願人の氏名および住所変更等の8種

●特許権等の登録申請（令和3年3月改正予定）

例：権利の移転、権利者の氏名および住所変更、（仮）専用実施権（使用権）

の設定等の25種

運用：新規に印鑑を使用して手続きする場合、印鑑証明書の提出が必要となります。

Table with 2 columns: 個人, 実印+印鑑証明書; 法人, ① 実印+印鑑証明書, ② 実印により証明可能な法人の代表者印+実印+印鑑証明書

既に特許庁に届け出た印鑑が存在する場合、令和3年末までは、届出印での手続きが可能ですが、令和4年1月1日以降は、特許庁の求めに応じて印鑑証明書が提出できない印鑑の使用は認められません。

② 選択肢を拡大する手続き（条約で署名等が求められているもの）：74種
例：PCT出願関係手続き

③ 押印を廃止する手続き：690種

●令和2年12月に廃止
例：代理人選任、新規性喪失の例外等の666種

●令和3年3月に廃止
例：権利移転登録に付随する手続補正書等の24種

3. 押印不要となった商標関連手続き

前記2の①「当面は押印を継続する手続き」に該当するもの以外は、原則

として、押印する必要はありません。例えば、異議申立書、審判請求書、代理権を証明する書面（委任状）等について、押印が不要となりました（外国人の場合、署名も不要）。また、商標審査便覧が改訂され、下記項目について押印が廃止されました。

41. 100. 03 「商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について」

41. 100. 05 「出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い」

42. 108. 01 「第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い」

42. 111. 03 「出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い」

44. 01 「商標法第8条第5項に規定するくじの取扱い」

89. 02 「国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について」

89. 03 「博覧会の賞に関する情報提供について」

今回の改訂の内容や押印不要となった手続きおよび書面の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。